

計 画 書

大阪都市計画高度利用地区の変更（市決定）

都市計画高度利用地区を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の容積率の最高限度 (注1)	建築物の容積率の最低限度	建築物の建ぺい率の最高限度 (注2)	建築物の建築面積の最低限度	備 考
高度利用地区 (上六地区)	約 1.2ha	80/10	30/10	8/10	250 m ²	
高度利用地区 (長吉出戸地区)	約 3.4ha	40/10	20/10	7/10	250 m ²	
高度利用地区 (長吉川辺地区)	約 0.6ha	30/10	15/10	7/10	250 m ²	
高度利用地区 (天神橋七丁目地区)	約 0.3ha	60/10	30/10	8/10	250 m ²	
高度利用地区 (上本町駅前地区)	約 0.5ha	75/10 95/10	30/10 40/10	5/10	500 m ²	
高度利用地区 (菅原町地区)	約 0.8ha	60/10	30/10	8/10	250 m ²	
高度利用地区 (阿倍野東1地区)	約 3.2ha	80/10	30/10	8/10	250 m ²	
高度利用地区 (阿倍野東2地区)	約 6.1ha	80/10	40/10	7/10	500 m ²	
高度利用地区 (阿倍野東3地区)	約 0.8ha	90/10	30/10	6/10	250 m ²	
高度利用地区 (阿倍野東4地区)	約 3.0ha	80/10	30/10	8/10	250 m ²	
高度利用地区 (阿倍野西1地区)	約 3.4ha	80/10 55/10	30/10	5/10	500 m ²	
高度利用地区 (阿倍野西2地区)	約 15.0ha	40/10	20/10	6/10	250 m ²	
高度利用地区 (池田町地区)	約 0.7ha	40/10	20/10	8/10	250 m ²	
高度利用地区 (茶屋町東地区)	約 0.7ha	55/10 75/10	30/10	5/10	500 m ²	
高度利用地区 (茶屋町西地区)	約 0.7ha	55/10 75/10	30/10	5/10	500 m ²	
高度利用地区 (放出駅前地区)	約 0.2ha	45/10 35/10	20/10	7/10	250 m ²	
合計	約 40.6ha					
<p>(注1) ただし、建築基準法第59条の2の規定により許可された建築物はこの限りでない。</p> <p>(注2) ただし、建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあつては1/10、同項第1号及び第2号に該当する建築物又は第6項第1号に該当する建築物にあつては2/10を加えた数値とする。</p>						

「位置、区域及び壁面の位置の制限は、説明図表示のとおり」